平成２１年（フ）第５５８２号
大阪市西淀川区中島１丁目19番19号
債務者　石崎　長次
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８８１号
大阪市港区築港４丁目３番３号
債務者　佐藤　芳樹
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９８５号
大阪市北区大淀中３丁目２番10号コムシノア302号室
債務者　佐野美樹子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３０号
大阪府寝屋川市楠根南町23番９号
債務者　長野　拓郎
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０８５号
大阪府寝屋川市池田本町17番15号
債務者　辰己　裕史
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３２号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番36号
シャトーユキ101号
債務者　大橋　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１５６号
大阪市住之江区北島１丁目９番７―209号
債務者　星野　　景
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６３号
大阪市西成区聖天下１丁目６番19号
債務者　青山　章子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２７号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番５―701号
債務者　佐藤　俊之
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３１号
大阪市生野区巽南５丁目16番21―402号
債務者　後馬場健次
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７０号
大阪府門真市岸和田３丁目17番３号
債務者　橋之口亜希子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７３号
大阪府枚方市村野南町２番２―308号
債務者　廣瀬眞理子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９８号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番27―404号
債務者　四方田美幸
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３０３号
大阪府池田市荘園１丁目12番21号
債務者　南口　龍二
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３５号
大阪市中央区日本橋２丁目７番19号　静楽荘１号
債務者　林　　光男
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４９号
大阪府八尾市長池町１丁目21番地の18　森田ツインコーポＡ303号
債務者　川﨑　君江
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８１号
大阪府枚方市南船橋１丁目２番３号
債務者　加藤　豊彦（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８５号
大阪府東大阪市池之端町５番21号　八木美子方
債務者　神尾　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部